



平成31年1月16日

公 告

陸上自衛隊宇治駐屯地司令

陸将補 秋 葉 瑞 穂



陸上自衛隊宇治駐屯地の一般開放行事「桜まつり」における露店の設置及び営業を行う業者について、下記のとおり募集します。

記

1 公告の期間

平成31年1月16日（水）～同年1月28日（月）

2 出店概要

(1) 出店日時

平成31年4月6日（土）～4月7日（日）

08:00～16:00予定（準備・撤収時間を含む。）

(2) 出店場所

京都府宇治市五ヶ庄官有地 陸上自衛隊宇治駐屯地内（細部別示）

(3) 出店費用

国有財産一時使用料等については協議による。

3 出店条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第3項による行政財産の使用許可

(2) 設置店舗

飲食品販売及び物品販売

(3) 公募区画

10区画（1業者で複数区画の応募可とするも、多数の場合は不可）

(4) 設置面積

1区画約24m²（設置場所は細部別示）

4 応募資格

次の出店に必要な条件を遵守できること。

(1) 陸上自衛隊宇治駐屯地の円滑な行事運営に協力すること。

(2) 募集要領及び仕様書の全記載事項を遵守すること。

(3) 暴力団排除に関する誓約書を提出できること。

(4) 従業員が日本国籍を有していること。

- (5) 第三者に販売行為を委託しないこと。
- (6) 過去の営業において事故、事件及びトラブル等の事象がないこと。
- (7) 募集要領に定める書類一式を期限内に提出すること。

5 公募（募集要領の配布）期間

(1) 期間

平成31年1月16日（水）～同年1月28日（月）

（土日を除く。）09：00～16：00

なお、応募多数の場合は途中で締切る場合があります。

(2) 配布方法

募集要領等は陸上自衛隊宇治駐屯地調達会計部HPに掲載するほか、陸上自衛隊関西補給処総務部総務課厚生班で配布します。

郵送希望の場合は、宛先を明記のうえ所要額切手を貼付した返信封筒を同封して第8項宛てに郵送してください。

6 出店説明会

(1) 日時

平成31年1月30日（水） 13：00～14：00

(2) 場所

陸上自衛隊宇治駐屯地 厚生センター

(3) 携行品

ア 募集要領

イ 仕様書

(4) 注意事項

ア 本説明会に参加されない場合は、当該公募に参加できません。

イ 参加希望者は1業者2名以内とし、平成31年1月30日（水）10時までに第8項へご連絡下さい。

7 その他

細部については、募集要領による。

8 問合せ先

〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄官有地

陸上自衛隊関西補給処総務部総務課厚生班

電話 0774-31-8121 内線329 担当 山本、種澤

募 集 要 領

「陸上自衛隊宇治駐屯地の一般開放行事（桜まつり）における露店の設置について」

陸上自衛隊宇治駐屯地

募 集 要 領

京都府宇治市五ヶ庄官有地に所在する陸上自衛隊宇治駐屯地において一般解放行事（桜まつり）を実施するため、露店での営業を行う業者を以下に記載する諸条件により募集する。

1 出店日時等

- (1) 出店日時
平成31年4月6日（土）～7日（日）
08：00～16：00予定（準備・撤収時間を含む。）
- (2) 出店場所
京都府宇治市五ヶ庄官有地 陸上自衛隊宇治駐屯地内（細部別示）

2 出店条件

- (1) 設置方法
国有財産法（平成3年10月4日法律第90号）第18条第3項に基づく行政財産の使用許可
- (2) 設置店舗
飲食品販売（酒類販売は販売免許保持者に限る。）及び物品販売
- (3) 公募区画
10区画（1業者で複数区画の応募可とするも、多数の場合は不可）
- (4) 出店費用等
ア 国有財産一時使用料については協議による。
イ 出店に伴う費用（菌検索・保健所申請、等）は全て出店者側の負担とする。
ウ 出店に係る光熱水類及び資材は全て応募者側の準備・負担とする。
エ 行事が中止及び縮小になった場合等の損害等は補償しない。
- (5) その他
ア 非営利目的の模擬売店が出店することがある場合は承諾すること。
イ 上記店舗との販売価格の調整は行わない。

3 応募資格

次の出店に必要な条件を遵守できること。

- (1) 陸上自衛隊宇治駐屯地の円滑な行事運営に協力すること。
- (2) 募集要領及び仕様書の全記載事項を遵守すること。
- (3) 暴力団排除に関する誓約書を提出できること。
- (4) 従業員が日本国籍を有していること。
- (5) 営利を目的とする第三者に販売行為を委託しないこと。

- (6) 過去の営業において事故、事件及びトラブル等の事象がないこと。
- (7) 次項に定める書類一式を期限内に提出すること。

4 応募手続等

(1) 申請書等の提出

- ア 出店申請書 1部 (別紙第1)
- イ 役員名簿 1部 (別紙第2)
- ウ 誓約書 1部 (別紙第3)
- エ 販売予定品目及び販売価格表 1部 (別紙第4)
- オ 使用器材表 1部 (別紙第5)
- カ 業務確約書 1部 (別紙第6)
- キ 会社概要 (様式任意)
- ク 都道府県知事等が発行した営業許可証の写 (定められている業種のみ。)

(2) 提出期限 (持参及び郵送可)

平成31年1月30日 (水) 業者説明会開始まで

(3) 決定日等

- ア 平成31年2月15日 (金) までに電話等により通知
- イ 決定後、「国有財産使用許可の申請について」の提出 (別途連絡)

5 応募者の失格事由等

- (1) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 提出書類が募集要領に示されている基準を満たさない場合。また、提出後に基準を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を損なう行為が認められた場合
- (5) 以下の場合は販売中に拘らず即時に停止させる。
 - ア 布教・政治主張・反自衛隊の表示等が認められた場合
 - イ 衛生又は防火上の問題が認められた場合
 - ウ 従事者に日本国籍が無いことが判明した場合
 - エ その他、違反と認められる場合

6 問合せ及び提出先

〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄官有地
陸上自衛隊関西補給処総務部総務課厚生班

電話 0774-31-8121 内線329 担当 山本、種澤

出 店 申 請 書

平成 年 月 日

陸上自衛隊宇治駐屯地
桜まつり実行委員長 殿

住所・所在地： 〒

(フリガナ) :
商号又は名称 :

(フリガナ) :
代表者氏名 :

㊞

法人・個人の別： 法 人 ・ 個 人

(フリガナ) :
担当者氏名 :

電話・FAX :

平成31年度陸上自衛隊宇治駐屯地一般開放行事の「桜まつり」において、募集要領及び仕様書に定める事項を遵守し、出店することを希望するので申請します。
なお、提出書類の記載事項については、事実と相違ありません。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不等に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第2により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

Ⓜ

販売予定品目及び販売価格表

商号又は名称:

商品名	製造者	規格等	販売価格(円)	販売数量

※ 食品製造加工商品は、直前加熱以外（冷しうどん、等）は販売不可

使用器材表

商号又は名称:

器材名	規格・容量等	寸法(cm)
テント		(横行 × 奥行 × 高さ)

業 務 確 約 書

平成 年 月 日

陸上自衛隊宇治駐屯地
桜まつり実行委員長 殿

平成31年度陸上自衛隊宇治駐屯地一般開放行事「桜まつり」において、露店の出店に関して募集要領及び仕様書に定める事項を遵守し、適正に履行できることを確約いたします。

住所・所在地： 〒

(フリガナ)
商号又は名称：

(フリガナ)
代表者氏名：

印

法人・個人の別： 法 人 ・ 個 人

(フリガナ)
担当者氏名：

電話・FAX：

仕 様 書

「陸上自衛隊宇治駐屯地の一般開放行事（桜まつり）における露店の設置について」

陸上自衛隊宇治駐屯地

仕 様 書

1 件 名

陸上自衛隊宇治駐屯地の一般開放行事（桜まつり）における露店の開設

2 実施内容

一般開放行事開催中の露店の設置及び販売等

3 応募者の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊宇治駐屯地司令（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者（以下、「乙」という。）は、露店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、当該駐屯地を所管する防衛局長が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
 - ア 緊急事態等で国が国有財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき。又は前項により使用許可を取消された場合は、乙は直ちに自己の負担で許可財産を現状に回復し、返還すること。
- (5) 国有財産使用料は協議の結果、歳入調整官が指定する期日までに全額を納付すること。なお、使用許可額については、別途通知するものとする。

5 出店に際しての注意事項

- (1) 露店の設置、営業については、宇治駐屯地さくら祭り実行委員会の模擬売店担当者（以下、丙という。）の指示に従うこと。
- (2) 丙は乙の中から代表者を指定する。同代表者は丙からの指示等の連絡及び確認を行う。
- (3) 当日の車両乗り入れは1店舗につき2台までとし、駐車場所は丙の指示によるものとする。
- (4) 飲食調理をする者は、菌検索を行い陽性反応があった者を従事させないこと。
- (5) 威圧感の無い容姿で販売すること。
- (6) 乙はゴミ箱を設置して管理するとともに営業後は設置場所の清掃を行うこと。
- (7) 乙は売上金額を営業日の3日後迄に報告すること。（次期公募資料のため。）
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度甲等と乙の間で協議する。

6 管理責任

- (1) 乙は自己の責任において自己の露店を管理し、火災、盗難、破損、衛生事故等の予防について心がけ、いかなる事故発生の場合も甲及び丙に対し、損害賠償その他の申立てをしないものとする。
- (2) 乙は従業員的身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等について、一切の責任を負わなければならない。

7 衛生等の保持

乙は乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合、又はその疑いのある場合には業務に従事させないこととし、甲等に対して速やかに報告すること。

8 情報保全の遵守

- (1) 乙は丙の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（図画及び書面等をもって丙が乙に対して提供した情報並びに施設内及びそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は自らの従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

9 損害賠償

乙は債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲及び丙に対し一切の損害を賠償するものとする。

10 自己都合による業務の解除

乙は自己の都合により本業務を解除しようとする時は、事前に丙に通知を行い、その指示に従い解除することができる。